

ソーシャル・アクション再考

—社会福祉運動と新しい社会運動の接続から生まれるもの—

高木 博史*
金子 充*

1. 問題の所在と研究目的

ソーシャル・アクションは、社会福祉の間接援助技術のひとつとして位置づけられており、ソーシャルワーカーが生活問題を抱える利用者・当事者を側面的に支援するという前提に立ち、利害調整、交渉、訴訟、運動などを通してサービスや政策の改善と形成に向けて働きかけをおこなう活動であるとされている。

社会福祉基礎構造改革が実施され、また支援費制度や生活保護制度の改革などが次々と進行している近年のわが国の社会保障制度改革の動向のなかで、サービスや給付の削減、財源の国庫負担割合の削減、利用者負担の増加といった利用者にとって不利益となりかねない改革の方向性が危惧されている。しかし、利用者・当事者の「声」、とくに制度の狭間に取り残された少数者の声は政策に反映されることが少なく、不利益や排除・抑圧が増幅される可能性を指摘することができる。こうしたなかで、今こそマイノリティの声を反映し、政策形成に働きかけをおこなうためのソーシャル・アクションの意義が社会福祉援助技術の文脈においても再確認される必要がある。

だがソーシャル・アクションのスキルは、必ずしもソーシャルワーク論において十分に蓄積、体系化され、またソーシャルワーク実践の中で有効に活用されてきたとはいえない状況にあるといえる。社会福祉の人材を養成する教育の場においても、直接援助技術に比して、ソーシャル・アクションの重要性が語られる機会は極端に少なく、その意義が周知されていないようにも思われる。そして、最も重要なこととして、利用者・

当事者の「声」を重視する当事者運動や新しい社会運動によって、社会福祉援助技術としてのソーシャル・アクションは「専門家主義」であると批判される現状にあり、このことは重く受けとめる必要があるだろう。

そこで本稿では、ソーシャル・アクションが社会福祉援助技術として位置づけられながらも、実態としては、そのスキルが十分に蓄積、体系化されていないことの問題性、およびソーシャル・アクションの存在意義があらためて問われていることの背景について考察をおこないたい。考察の手がかりとして、ソーシャル・アクションと「社会福祉運動」、さらには当事者運動および「新しい社会運動」との間に大きな温度差がみられることに着目し、両者の共通点および相違点を考察することで、ソーシャル・アクションの再活性化に向けた課題を析出していきたい。また、従来の社会福祉運動が当事者運動や「新しい社会運動」へと接続する形で新たな展開を見せていく動きを追い、当事者運動・新しい社会運動を展開する当事者たちの「声」をあらためて確認する。こうした作業によって、これらの運動にあってソーシャル・アクションに失われているものを明らかにしたい。

2. ソーシャルワークにおけるソーシャル・アクションの位置付け

1) ソーシャルワーク実践におけるソーシャル・アクションの意義

ソーシャルワーク実践においてソーシャル・アクションは、きわめて重要な意味を持っているはずである。

ソーシャルワーカーは、介護や相談といった対人的

* 立正大学社会福祉学部社会福祉学科

キーワード：ソーシャル・アクション、社会福祉運動、新しい社会運動、当事者、エンパワメント

で直接的なサービスを展開するのみならず、ニーズに見合う適切な資源がなければそれを求めて社会に対して訴えかけをおこなったり、利用者が置かれた社会環境に目を向け、環境の変革をめざした運動を展開することも求められてくるだろう。たとえば、老人ホーム等の福祉施設で高齢者の介護や生活支援に従事するソーシャルワーカーは、日々の実践の中で、わが国の高齢者福祉におけるリハビリテーション・サービスの不足を感じることがあるかもしれない。そのようなとき、リハビリテーション・サービスの拡充に向けて社会に訴えかけたり、関連する機関・団体や学会などを通じてその必要性を社会的な認識へと高めていくという活動をおこなうことこそがまさにソーシャル・アクションなのである。

そこでソーシャルワーカーは、面接や相談のスキル、あるいは介護の技術といった直接援助技術を駆使して実践を展開する能力をもつ必要がある一方で、社会福祉および社会の動向を包括的に見据え、福祉サービス利用者の抱えている問題の原因や社会構造的な背景をふまえて、必要であればその制度や政策、社会に変革を促すような活動を展開する能力を兼ね備えることが不可欠である。こうした取り組みへつなげる技術がソーシャル・アクションとして体系化される必要があろう。このような意味で、ソーシャルワーカーが、ソーシャルワーク実践におけるソーシャル・アクションの意義を再確認することは今後の重要な課題のひとつとなってくるはずである。

2) わが国のソーシャルワーク教育におけるソーシャル・アクションの位置づけ

また、わが国のソーシャルワーク教育は、基本的に「社会福祉士」の養成を中心とした社会福祉専門職の資格取得をひとつの目標としておこなわれていることが多い。そして、こうした資格を目指す学生は、まずは導入として間接援助技術よりも直接援助技術に大きな関心を示すことが多い。

もちろん、こうした直接援助技術に関心を示すことはソーシャルワーク実践にとっても重要なことであるが、将来ソーシャルワーカーとして日常業務をおこなう際に、日常業務に埋没するあまりに、社会福祉の政策や政治に関与したり、社会的な活動を展開していくことに対して、ある種の無力感や嫌悪感を抱いたり、あるいは無関心となりがちになってしまう可能性があ

る。こうした無力感や嫌悪感を回避し、また直接援助の限界を乗り越えるための方策としても、ソーシャル・アクションは重要なスキルとなるはずである。

だが、大学等で学ぶソーシャルワーク教育のなかで、日常業務のノウハウから、その業務の土台を形成している福祉政策にかかる幅広い問題や議論までを包括的に学ぶことは実質的に難しい。とりわけ社会福祉士の資格取得に必要と定められている短期間の「実習」の中でそれをおこなうことはきわめて厳しいのが現状であろう。短期間の実習において間接援助技術の意義を深く学ぶための教育的工夫は多く課題を抱えている。したがって、ソーシャルワークの実習教育におけるソーシャル・アクションの位置づけは脆弱なものとならざるを得ないが、実習の事後学習等を活用することでソーシャル・アクションの必要性を発見するところまでフォローをおこなうことは可能であろう。このように、ソーシャルワーク教育におけるソーシャル・アクションの教育・学習プログラムには多くの課題が残されたままとなっている。

3. ソーシャル・アクション概念の検討

1) ソーシャルワーク論におけるソーシャル・アクションの概念

わが国のソーシャルワーク教育の中でソーシャル・アクションの位置づけが極めて脆弱であることには既に触れた。しかしながら、それは、ソーシャル・アクションの中身についてこれまで蓄積がまったくなかったということを意味するわけではない。ここでは、これまでのソーシャルワーク論において、ソーシャル・アクションがどのように定義され論じられてきたのかについて簡単に整理しておきたい。

ソーシャル・アクションは、かつて「社会福祉運動法」と訳されたこともあったが、近年では「社会活動法」¹⁾と訳されている。牧里毎治は、ソーシャル・アクションを次のように定義している。すなわち、「広義の福祉を含む社会福祉の制度・サービスの創設・改善・維持をめざして国や地方自治体、つまり議会や行政機関に立法的、行政的措置をとらせようとする組織的な対策行動及び企業や民間団体に対して行われる社会的行動である」²⁾。

牧里はさらにつづけて、「ソーシャル・アクションでは、社会的行動の方法的プロセスとソーシャルワー

カー（福祉専門職）の技術的介入が重視されている」³⁾ということを理由に、「社会福祉運動」とソーシャル・アクションが一般的に区別されていることにも言及している。

また高森敬久は、ソーシャル・アクションを次のように定義する。「ゼネリック・ソーシャルワークの全援助プロセスでニーズに適合する既存の社会資源が存在しないとか、不適切である場合、新しい社会資源の創出や、改善を促すためにソーシャルワーカーが用いる援助の方法の1つであり、運動である」⁴⁾。

これらの定義において重要なことは、ソーシャル・アクションがあくまでニーズと社会資源の調整を図り、利用者・当事者を側面的に支援するというソーシャルワーク実践の方法のひとつであるとの前提に立っている点である。それは、ニーズと社会資源を調整することを最大の目的とし、あくまで助力者、協力者、促進者として関与するソーシャルワーカーのスキルとして認識されているのである。

2) コミュニティワーク論におけるソーシャル・アクションの概念

ニーズと社会資源を調整するというソーシャルワーク論の伝統的な考え方は、ダンハムやデバインらがコミュニティ・オーガニゼーション（以下CO）に関する議論の中で展開した「ニード・資源調整説」までさかのぼることができる。たとえば、ダンハムによるコミュニティ・オーガニゼーションの定義では、「コミュニティ・オーガニゼーションとは、ある一定の地理的区域もしくは機能的領域における社会福祉ニードと社会福祉資源との間に調整をもたらし、かつ維持するプロセスである」⁵⁾とされている。

その後、CO論では、「地域組織化」「社会計画」そして「ソーシャル・アクション」の「3つの方法モデル」が体系化され、岡村重夫らを経てわが国の地域福祉論やコミュニティワーク論にもこの3つの方法が定着していった経緯がある。このように、ソーシャル・アクションをコミュニティワーク論のひとつ的方法モデルとして位置づける考え方は大きな影響力をもってきた。

その後、パールマンとグリンは、それまでのCOがニーズと資源の調整や連絡調整の役割に徹し、援助活動を展開するというプロセスばかりを重視してきたために、結果的にCOが社会問題を根本的に解決するこ

とに何の役にも立たなかったことを指摘し、CO論における「プロセス志向」と「政策的基盤の欠如」を課題として挙げた⁶⁾。

こうした動向や研究課題を背景に、CO論は、社会計画論や政策論のエッセンスを取り入れて、よりマクロな視点をもった理論体系へと発展していくようになる。COのこうした「マクロ化」のモデルを提示した最も代表的な論者はJ.ロスマンである。ロスマンの「マクロ・プラクティス・モデル」では、従来のCOの「3つの方法モデル」（地域組織化、社会計画、ソーシャル・アクション）を基礎に置きながら、その他に「政策実践モデル（Policy Practice Model）」と「アドミニストレーション実践モデル（Administration Practice Model）」という2つの方法が新たに並列的に付け加えられている⁷⁾。

この2つのマクロ・プラクティス・モデルを含めた5つのモデルは、コミュニティ・ソーシャルワーカーの実践において、場面や状況に応じて「選択的」かつ「混合的」に用いられることが望ましいとされている。場面や状況に応じてそれぞれのモデルを選択的かつ混合的に用いるというロスマンの視点は、プロセス志向とタスク志向の区別を絶対的なものから相対的なものへととらえ直し、各モデル間の調整をおこない、COの技術としてそれらの統合化を図る契機を与えた。だが、プラクティス・モデルが多様化し、プロセス志向が強まるこことによって、とりわけCOにおけるソーシャル・アクションの役割はますます見えにくくしたものになったとも考えられる。以上が、コミュニティワーク論において、COのプラクティス・モデルとして位置づけられているソーシャル・アクションの概念説明である。

3) ソーシャル・アクションと社会福祉運動

ソーシャル・アクション概念を整理する上で、もうひとつ重要なことが「社会福祉運動」との共通点と相違点について理解を深めておくことである。これまで述べてきたとおり、社会福祉援助技術のひとつとして位置づけられてきたソーシャル・アクションは、実態としてはそのスキルが体系化されることが少なかったために、「社会福祉運動」と同義と考えられることもあった。ここでは、ソーシャル・アクションと社会福祉運動の関係について整理しておく。

黒岩晴子は、ソーシャル・アクションの定義について、「社会福祉関係者や市民団体、住民組織などが社

会的発言力の弱い当事者に代わって活動を展開したり、当事者自身が主体的に活動したり、また、当事者と関係者が連帯して活動をすすめるなど様々な活動形態がある」⁸⁾と述べ、それが当事者自身の活動やその関係者と連携した活動をも視野に入れた取り組みであると理解している。これはニーズ・資源調整説の流れを汲むソーシャル・アクションの定義よりも、やや広義の捉え方をしている。

この定義にみられるように、ソーシャル・アクションは概念規定自体が非常に曖昧なものであり、牧里毎治も「最近では、ソーシャル・アクションの概念規定も揺らいでいている」⁹⁾と指摘している。そして、その論点として、「福祉問題をかかえた当事者を含む社会福祉運動なのか、専門ソーシャルワーカーの方法・技術的行動体系なのかという主体をめぐる点」¹⁰⁾にあると指摘していることは重要である。

以上をふまえ、ソーシャル・アクションの今日的な概念を整理するならば、まず「ソーシャル・アクション」と「社会福祉運動」は厳密には区別すべきものとして位置づけられるだろう。だが、議論の焦点となっている「当事者」による活動や運動をどのようにとらえていくのかという問題に接することによって、ソーシャル・アクションは、ニーズと資源を調整するソーシャルワーカーの専門技術であるというパターナリストティックな性格を超越し、当事者自身とその関係者の連帯などによる様々な社会活動や社会運動からそのノウハウを学ぶ必要性が生じているというのが現状であろう。ソーシャル・アクションと社会福祉運動（あるいは当事者運動や「新しい社会運動」）の境界が曖昧になりつつある背景に、こうしたソーシャルワークの考え方のパラダイム転換ともいべき「専門家主義への問い合わせ」という契機があることを重く受けとめたい。

4. わが国における社会福祉運動の展開

ここでは、とりわけ社会福祉援助技術としてのソーシャル・アクションが日本に輸入されるようになった1950～1960年代の議論にさかのばって、その両者の共通点と相違点をあらためて考察してみたい。また同時に、社会福祉運動の展開の歴史とそこで重視されてきたことがらの中身について確認したい。

1) 専門家が関与する／関与しない社会福祉運動

生存権運動をはじめとする伝統的な社会福祉運動は、社会福祉の制度・政策に対して大きな影響を与えてきた。そして、その運動が展開される際には、生活課題を抱える当事者の傍らで援助者（専門家）が関与することが多くあったといえる。

しかし、常に援助者（専門家）が必ずしも運動の先導的な役割を果たしてきたというものではなく、時にはその関係も変化しながら展開されてきた。そのような意味では、社会福祉運動のすべてがソーシャル・アクションによって実践されてきたというわけではなく、むしろ当事者を中心とした運動が、援助者（専門家）が積極的に、あるいは必要以上に関与するよりも適切に自らの生活問題や社会問題を解決していく例も多くあるといえよう。

2) わが国における社会福祉運動の出発点

わが国において社会福祉運動といえるものとしては、戦前では、貧困地区における地域改善運動であるセツルメント運動などを中心に展開してきた。

一方、戦後の社会福祉運動として代表的なものをあげるならば、日本患者同盟の活動をあげることができる。日本患者同盟は、戦後の荒廃の中、1948年人結核療養所の患者を中心として、当時、患者向けの食料や医薬品の横流しなどの不正が横行していた病院・療養所の民主化を求めて結成された。こうした状況下において結成された日本患者同盟は、患者の生命や生活を脅かす療養条件に対する切実な要求であった。そして、この団体の活動は後に、結核患者として長期療養生活を送っていた朝日茂の不当な生活保護減額処分に対する訴訟＝朝日訴訟へと発展していった。朝日訴訟は「人間裁判」ともいわれ、日本国憲法の第25条で「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する生存権の問題を広く社会に問うものであった。

高度経済成長期に差し掛かる1960年代になると経済復興優先の社会風潮によって、利潤追求を第一目的とする行過ぎた企業運営によって引き起こされた公害・薬害などの被害者運動が展開されるようになる。さらに、1970年代に入ると障害者の発達保障をめぐって養護学校の設置運動などが展開されるようになる。

日本患者同盟の結成や朝日訴訟などは、元々、当時の社会福祉政策の貧困によって生活や生命を脅かされていた一部の人々がその運動の担い手であったが、

問題の重要性が、やがて実は国民一人ひとりに通じる社会問題であることが認識されはじめ、運動に対する共感が広がり、国民的な運動として展開していくことになった。こうした運動の展開プロセスや目的は、運動に関する様々な課題を残しながらも、原水爆禁止運動や公害反対運動、保育所や養護学校の設置運動などにも共通している。

3) 社会福祉運動の現在

1980年代になると、規制緩和や国際化による市場経済の拡大によって長期にわたる好景気に見まわれ、いわゆるバブル経済の中でかつてのような社会福祉運動への関心は低迷の時期を迎える。だが1990年代に入ると、不景気による社会福祉問題が再び拡大する。グローバル化への対応や資本蓄積を目的とする企業のリストラや整理合理化を背景として、解雇や低所得・不安定就労が一般化し、長期失業者やフリーターの発生、そして、このような世相を反映するかのように、少なくない数での自殺や虐待問題（児童・老人・DV）などが連鎖的に引き起こされている。

しかし、こうした貧困・失業問題、あるいは労働問題が再浮上し、生活問題の改善が求められる現状においても、社会福祉運動への関心は低迷したままとなっている。その原因の一つとしては、冷戦構造の崩壊あるいは政治的イデオロギー対立の衰退をあげができる。それは、別の言葉でいえば価値の多様化、あるいは多元的政治や多元的社会が確立してきたことを意味している。

戦後の社会福祉運動は、その多くがいわゆる革新政治勢力（日本社会党や日本共産党など）と連帶しておこなわれてきた。これは、社会福祉運動が、戦後の復興を急ぐための経済優先政策や資本主義という経済体制において大企業の利潤優先の姿勢によって引き起こされた矛盾の改善や解決といったことが、その目的の一つとして捉えられていたことから、社会主義や共産主義を標榜する政党の主張と結びつくことが多かったためと考えられる。しかし、冷戦構造が崩壊し、「革新政治勢力」の存在意義やその独自性が問われ始めた現在において、こうした政治勢力の衰退は、社会福祉運動に対する関心が低迷する原因の一つとなってきた。このことは、革新政治勢力を標榜した政党の支援に過剰に依存しすぎてしまった従来型の社会福祉運動の限界を象徴しているともいえる。

4) 社会福祉運動の理論的支柱—真田是の三元構造論と社会福祉運動—

社会福祉運動の展開は、社会福祉運動論といわれるいくつかの理論によって補強されてきた。とくに、その議論では、誰が主体となって進めていくのかということについて重要な議論を展開してきた。ここでは、その代表的な理論とされる真田是の「三元構造論」について整理しておきたい。

真田是が定義する三元構造論とは、「対象」「運動」「政策主体」をキーワードに次のように説明されている¹¹⁾。

① 対 象：

資本主義の経済が経済外的強制を衰耗させることで、社会的拘束に基づく社会的不幸を、資本の自己増殖を基点にした経済法則による社会的不幸に変化させ、社会問題として社会的対応の対象にしたことがあつて、資本主義経済の特徴による社会福祉の対象の算出である。

② 運 動：

資本主義社会は、封建社会の胎内で芽生え封建社会を資本主義社会に作り替えるという歴史的経過から、資本主義の経済が封建的拘束と衝突することから、解放と団結のための近代民主主義の理念を生み出し、これが新しい扱い手である働く国民によって基本的人権・生存権の要求と運動としても展開されるようになり、社会福祉の運動を内在化し、恒常化させる。

③ 政策主体：

資本主義社会の成熟と発展は、働く国民の表舞台への参加を徐々に強めていくが、それに応じて支配層の譲歩を混ぜた支配方式が展開され、近代民主主義の理念とも結合して、国家活動・業務に公共性の部分が広げられ、社会福祉の政策主体が形成・発展させられる。

真田によれば、この三者は相互に関連をした構造を持っている。つまり、資本主義経済下で社会福祉の対象は、運動の拡大とともに広がり、また、それが対象として普遍化されていくということである。そして、こうした運動の扱い手のひとつとなるのが社会福祉労働に従事する者であるとし、「社会福祉労働は政策と対象を、あるいは政策主体と対象者を媒介する労働と見ることができる」¹²⁾としている。このように、社会福祉運動は、社会福祉労働に従事する者が対象と政策

主体の媒介となっておこなう運動であり、その運動を推進するためには、まさに、そこに社会福祉援助技術が必要とされているのである。

しかし真田は、社会福祉運動が次なる段階（「第3段階」）へと進展していく可能性があることも示唆している。真田の見解を簡単に整理すると社会運動の発展段階は次のように示される¹³⁾。

第1段階：一揆や暴動の類で運動としての実効性はあまりない。

第2段階：組織化による運動の展開によって社会へ訴えるようになる。共済活動のような組織内における助け合い活動も見られる。

第3段階：運動主体は社会問題を改善する責任を負うものを見分けるようになり、ひとつの社会領域を形成する。この段階で社会問題対策の政策を提起するような新たな運動も展開されるようになる。

真田によれば、「新しい社会運動」は明らかに第3段階であるが、社会福祉運動は、社会活動・市民活動としての性格が強まっているながらも、当事者運動というよりも当事者を支援する運動とされているため、強いていえば第2段階に位置づけられると考えられている。

すなわち、社会福祉がひとつの「社会領域」として社会全般に定着し、社会福祉運動がより一般化・普遍化することによって（社会活動・市民活動となることによって）、当事者自身が「要求主体」としてその営みをはじめる。こうした当事者の要求主体化が達成される段階こそが社会福祉運動のめざすべき方向性であるとしているのである。このように、真田の社会福祉運動論は、社会福祉運動が「社会福祉」の領域の殻を破って、より普遍化された社会活動・市民活動として展開される必要性を示唆している。その意味で、理念型としての社会福祉運動は限界を迎えていているというよりも、むしろ近年の市民活動やNPO活動、そして当事者運動や新しい社会福祉運動へと接続する形で新たな展開を見せていると解釈することが可能であろう。

5. 当事者運動・新しい社会運動の拡大とその意義

近年では、生存権運動をはじめとする従来型の社会福祉運動の一方で、あらためて当事者運動や「新しい社会運動」と呼ばれるムーブメントが大きな潮流とな

り、社会的に注目されるようになっている。ここでは、これらの当事者運動や「新しい社会運動」がめざす目的を明らかにするとともに、こうした新潮流が社会福祉および社会福祉運動に投げかけている問題について考えてみたい。

1) 当事者運動と障害学による「専門家主義への対抗」

当事者運動は、障害者の自立決定権をめぐって彼ら自身によって展開してきた自立生活運動などにその特徴を顕著にみることができる。自立生活運動では、障害者自身の「当事者主権」を思想的基盤とし、「自分の身体と精神に対する誰からも侵されない自己統治権、すなわち自己決定権」¹⁴⁾を尊重する立場から、従来のパターナリスティックな社会福祉政策のあり方を批判している。それはまさに社会福祉政策やソーシャルワークにみられる「専門家主義への対抗」¹⁵⁾であり、自己決定権をないがしろにしてきたこれまでの社会福祉のあり方に対する厳しい批判として理解すべきであろう。

わが国の障害者自身による当事者運動は1970年代前後から活発に展開してきた。養護学校の設置をめぐって展開された運動では、身体障害者を中心とする当事者グループが、家族や教育関係者を中心とした福祉教育政策の主流の流れに対し、養護学校の設置はむしろ隔離・差別であるといった批判を展開するなど多くの論争を生み出してきた。近年では「セルフヘルプ・グループ」によるピア・カウセリングの動きなども社会福祉における専門家主義への対抗としてとらえることができる。「日本語手話」と「日本手話」とのちがいをあらためて問い合わせる契機となった「ろう文化宣言」の主張も記憶に新しい¹⁶⁾。

こうした思想は「障害学」や「ディスアビリティ・スタディーズ」としてアカデミズムにも波及し、利用者中心あるいはニーズ中心（needs oriented）の福祉政策への転換に際して大きな影響力を及ぼしてきた。その一方で、個人の自由を最大の価値とする当事者主権の思想はきわめてリベラルな人間観に立脚しており、そのことの限界として、たとえば痴呆や知的障害によって自己決定や自立生活が困難である者の自由とはいかなる意味をもつかといった本質論のレベルではなお多くの課題を抱えているように思われる。自律的個人というリベラルな主体認識を超えた当事者擁護の原理的探求が、一方では求められているといえるだろう。

とはいえる、自立生活運動や障害学が主張してきたことの意味は重要であり、そこから辛辣な批判を浴びせられた社会福祉の政策、学会、そして専門家たちはこれらの運動や思想が主張していることの中身をあらためて認識する必要がある。

2) フェミニズムとジェンダー論による社会福祉批判

自立生活運動とは別の形で展開されているその他の当事者運動のいくつかについても言及しておきたい。そのひとつの重要な流れがフェミニズムである。フェミニズムについては、その大きな流れをここで解説しきれるものではないが、やはり女性解放運動や男女平等運動として古くから具体的な政治的スローガンのもとで展開してきた歴史がある一方で、ジェンダー論や女性学として政治や思想にも多大な影響を与えている一大ムーブメントである。

フェミニズムの思想は多くの分派を生んでおり、その主張を整理するのは容易ではない。ここでは、従来の男性中心主義的な福祉政策への強い批判を展開しているパスコールやウィリアムズの議論を簡潔に紹介するとどめたい。

G.パスコールやW.ウィリアムズは、福祉国家における女性の差別と抑圧、女性の貧困化に関する問題に早くから注目してきた。彼女らは、伝統的な福祉政策が女性（およびその他の人種的マイノリティ）の固有のニーズを把握し、そのニーズを満たすことに結果的として失敗しており、また同時に、それらのマイノリティの搾取や抑圧そのものが、国家による福祉政策によって再生産されていることを批判してきた¹⁷⁾。

こうした福祉政策や社会福祉学（社会政策論）に対するジェンダー論からの批判は、社会福祉の議論における女性（および人種）の視点の欠如を指摘することにとどまらない。彼女らは、これまでの福祉政策が、単にジェンダー（および人種）の問題を無視してきたというよりも、むしろそれが男女の性別役割分担や「男性稼得者モデル」を前提として成り立っており、さらにそれを強化する方向で機能してきたという指摘をおこなっている点で重要な意味をもつ。すなわち、彼女らにいわせれば、ジェンダーの問題は、福祉政策によって再生産されてきたというのである。

3) 「差異の政治」への合流

こうした当事者学のエッセンスは、ゲイ・レズビア

ン・スタディーズ（クイア・スタディーズ）、反人種差別論（アンチ・レイシズム）、反植民地論（ポストコロニアリズム）などと接合することで次なる議論の段階である「差異の政治学」の流れを形成し、近代主義批判を展開するに至っている。なお、障害学を展開している石川准は、自らの立場を「差異派」ではないと標榜しているが、「差異の政治学」のスタンスは石川のいう「異化と排除の象限」に位置される差異派と必ずしも同じではない¹⁸⁾。

ともあれ、「差異の政治学」についてここで詳述している余裕はないが、それは、端的に言えば、社会に存在する人びとが年齢、性別、階層、障害、セクシュアリティ、ライフコース等の面において様々な差異やアイデンティティを有しており、こうした差異やアイデンティティの社会的承認をあらためて要求していくとする思想や運動として特徴づけられる。人がそれぞれの差異やアイデンティティを有しているという前提は自由主義社会においては自明の理であるかのように思われるが、障害学やジェンダー論者がまさに強調してやまないように、その当然の契約が守られていないのが現状である。人びとの差異・アイデンティティが社会的に承認されていないということを「再発見」し、多様性・多元性を容認するところから再び社会を構想していく必要があるというのがこれらの思想・運動のひとつの主張であるといえる。

4) 要求主体化された当事者の「声」の重要性

差異・アイデンティティの社会的承認を要求する思想や運動は、当事者運動として、そして「新しい社会運動」として展開されている。生存権運動をはじめとする従来の社会福祉運動が生活保障を中心とする「財」の再分配をめぐる運動であったのに対して、「新しい社会運動」は個人の生き方やライフスタイルの承認、差異・アイデンティティの承認、そしてそれらを前提とする生活保障をめぐる運動としての特徴をもっている。またそれは「権力の再分配」を果たす運動としての性格も強く持っている。こうした質的な意味での変化を見るならば、「新しい社会運動」と呼ばれる運動は、本来の当事者運動の流れを汲みながらも、いっそう文化運動的な装いが色濃くなっていると考えることができる。

これらの運動が最も重視していることは、当事者自身の「声」を出発点に、自分たち自身の「生」（生活・

生命・生存）の保障を主張している点にある。当事者の要求主体化が完成された段階から運動を展開しているという基礎があるゆえに、当事者の「声」はつねに運動の核心に据えられている。

こうした特徴は、ソーシャルワーカーが利用者・当事者のニーズを判断することからはじまるパターナリスティックな従来のソーシャル・アクションには忘れ去られていた点であろう。ソーシャル・アクションでは、彼らのニーズにもとづいて側面的支援としての運動を展開していくことという建前をとるが、いつしか当事者のニーズが見えにくくなり、支援者が運動を継続して展開することがあたかも運動の目的であるかのような本末転倒した連鎖におちいってしまうことがある。当事者の「声」、あるいは声なき者の「ニーズ」をつねに中心に据えて運動を展開していくことの重要性を、これらの当事者運動や新しい社会運動から学ぶことができるだろう。

6. おわりに—ソーシャル・アクションの再構築に向けて—

「差異の政治」を思想的基盤とする当事者運動および新しい社会運動は、当事者の「声」を中心に展開される運動であり、「専門家主義への対抗」という価値に根ざしていることが明らかになった。それは権力の再分配をめざし、あるいは個人の生き方やライフスタイルの承認、そして差異やアイデンティティを前提とする「生」（生活・生命・生存）の保障をめぐる運動であるととらえることができた。

一方、ソーシャル・アクションは、利用者・当事者のニーズ判断を前提とすることから、専門家主義あるいはパターナリズムとしての性格を払拭しきれない部分がある。とはいえ、利用者・当事者の側面的支援というよりも、むしろ「エンパワメント」としてのソーシャルワークという考え方立脚した実践を展開することで、差異をもつ主体としての利用者・当事者の「声」をエンパワーする取り組みとしてのソーシャル・アクションという解釈を成り立たせることもできるだろう。

エンパワメントとは、相互依存的な権力社会において、差異にもとづく不平等・格差・不利の是正を目指して、マイノリティ／マジョリティ双方の関係性の変更を求める活動であるといえる。エンパワメントには制度・政策として具体化されているものやソーシャル

ワーカーが中心となっておこなう支援活動もあれば、NGOやNPOなどの民間支援団体によるものもあり、またセルフ・エンパワメントとしての当事者運動や活動もある。それは文字どおりパワー（権力）関係の再編・再配置を追求するところにそのねらいや意義があり、ソーシャルワーカーという専門家がおこなう活動に限られたものではない。

こうしたことから、当事者運動・新しい社会運動においても、差異をもつ主体としての当事者の「声」をエンパワーするソーシャル・アクションが活用され得るにちがいない。ソーシャル・アクションが「スキル」であるかぎり、その利用・活用はソーシャルワーカーに限定されるものではないだろう。利用者、当事者、そして専門家としてのソーシャルワーカーが、当事者の「声」を中心に結集し、権力の再分配をともないつつ、交渉、利害調整、訴訟、運動をとおして政策の改善・形成に向けて働きかけをおこなっていくスキルとして、ソーシャル・アクションの手法があらためて蓄積、体系化されていく意義があるといえる。

（付記）

本稿は、1, 2, 3, 4は高木が、5, 6は金子が初稿を執筆し、全体の調整と討議を重ねた上で、相互に大幅な加筆修正をおこない、まとめられた。

注

- 1) たとえば、黒岩晴子（2002）「ソーシャル・アクション」社会福祉辞典編集委員会編『社会福祉辞典』大月書店、347頁
- 2) 牧里毎治（2003）「ソーシャルアクション」京極高宣監修『<第二版>現代福祉学レキシコン』雄山閣、199頁
- 3) 牧里毎治、前掲書、199頁
- 4) 都留民子「ソーシャル・アクション」濱野一郎・野口定久・柴田謙治編（2004）『コミュニティワークの理論と実践を学ぶ』みらい
- 5) 高森敬久「コミュニティ・ワークの概念」高田真治・加納恵子・定藤丈弘編『コミュニティ・ワーク：地域福祉の理論と方法』海声社、1989年、6頁
- 6) R.パールマン、A.グリン著、岡村重夫監訳（1980）『コミュニティ・オーガニゼーションと社会計画』全社協、8頁
- 7) Rothman,J. with Tropman,J (1987) Models of Community Organization and Macro Practice Perspectives: Their Mixing and Phasing, Cox,F., Erlich,J. (ed.), Rothman,J., Tropman,J., Strategies of Community Organization, 4th edition, F.E.Peacock,
- 8) 黒岩晴子、前掲書、347頁
- 9) 牧里毎治、前掲書、200頁
- 10) 同前。
- 11) 真田是（2003）『新版 社会福祉の今日と明日』かもがわ出版、87頁

- 12) 真田是・松田真一（1975）「労働・技術・運動」真田是編『社会福祉労働』法律文化社, 104頁
- 13) 浅井春夫・小賀久・真田是編（2003）『社会福祉運動とはなにか』かもがわ版, 48頁
- 14) 中西正司・上野千鶴子（2003）『当事者主権』岩波書店
- 15) 中西正司・上野千鶴子, 前掲書, 13頁
- 16) 木村晴美・市田泰弘「ろう文化宣言：言語的少数者としてのろう者」『現代思想』1995年3月号
- 17) たとえば, Passcall,G. (1997) Social Policy: A New Feminist Analysis, Routledge; Williams,F. (1989) Social Policy: A Critical Introduction, Polity Press, p.3
- 18) 石川准（2000）「平等派でもなく差異派でもなく」倉本智明・長瀬修編著『障害学を語る』エンパワメント研究所

参考文献

- ・浅井春夫・小賀久・真田是編（2003）『社会福祉運動とはなにか』かもがわ出版
- ・真田是（2003）『新版 社会福祉の今日と明日』かもがわ出版
- ・真田是編（1975）『社会福祉労働』法律文化社
- ・高森敬久・高田真治・加納恵子・定藤丈弘編（1989）『コミュニティ・ワーク：地域福祉の理論と方法』海声社
- ・濱野一郎・野口定久・柴田謙治編（2004）『コミュニティワークの理論と実践を学ぶ』みらい
- ・濱野一郎・野口定久編（1996）『コミュニティワークの新展開』みらい
- ・R.パールマン, A.グリン著, 岡村重夫監訳（1980）『コミュニティ・オーガニゼーションと社会計画』全社協
- ・社会福祉辞典編集委員会編（2002）『社会福祉辞典』大月書店
- ・京極高宣監修（2003）『<第2版>現代福祉学レキシコン』雄山閣

- ・朝日訴訟記念事業実行委員会編（2004）『人間裁判 朝日茂の手記』大月書店
- ・中西正司・上野千鶴子（2003）『当事者主権』岩波書店
- ・上野千鶴子（2002）『差異の政治学』岩波書店
- ・杉本貴代栄編著（2004）『フェミニスト福祉政策原論』ミネルヴァ書房
- ・安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也著（1995）『生の技法：家と施設を出て暮らす障害者の社会学（増補改訂版）』藤原書店
- ・立岩真也（2004）『自由の平等 簡単で別な姿の世界』岩波書店
- ・全国自立生活センター協議会編（2001）『自立生活運動と障害文化－当事者からの福祉論』現代書館
- ・石川准・倉本智明編著（2002）『障害学の主張』明石書店
- ・石川准（2000）「平等派でもなく差異派でもなく」倉本智明・長瀬修編著『障害学を語る』エンパワメント研究所
- ・木村晴美・市田泰弘（1995）「ろう文化宣言：言語的少数者としてのろう者」『現代思想』1995年3月号, 岩波書店
- ・コリン・バーンズほか著, 杉野昭博・松波めぐみ・山下幸子訳（2004）『ディスアビリティ・スタディーズ イギリス障害学概論』明石書店
- ・平田厚（2000）『知的障害者の自己決定権』筒井書房
- ・伊藤るり（1993）「<新しい社会運動>論の諸相と運動の現在」『岩波講座 社会科学の方法4：システムと生活世界』岩波書店
- ・坪郷實（1987）「福祉国家の『ゆらぎ』と新しい社会運動・社会的自助グループ運動・ネットワーキング」日本政治学会編『転換期の福祉国家と政治学』岩波書店
- ・大畑裕嗣・成元哲・道場親信・樋口直人編（2004）『社会運動の社会学』有斐閣

（2005年1月19日受理）